

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	船舶係留施設利用料（吉島）（その3）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所長 井山 繁 広島市南区宇品海岸三丁目10番28号
契約締結日	令和3年9月30日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社WAKOフロンティア 代表取締役 古賀淳一郎 広島県広島市中区南吉島一丁目1番
契約金額 （消費税額及び地方消費税含む）	1, 452, 411円
予定価格 （消費税額及び地方消費税含む）	1, 452, 411円
随意契約によることとした理由	<p>本件は、広島港海岸整備事業において、工事期間中に支障となる係留船舶（江波沖南西部）の移設先係留施設を確保するものである。</p> <p>従前の利用形態と比較して、一般漁業者等の営業支障にならないように、又、船舶利用者の利用面が低下しないように、近隣かつ受入可能な移設先の調査を行ったところ、条件（利用者の居住地、操業実態、船舶の規格等）に見合う係留施設は、株式会社WAKOフロンティア（広島県広島市中区南吉島1丁目1番）以外にないため、供給者が一に特定されるため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。</p>
備考	契約期間：令和3年10月1日～令和3年12月31日